

苫小牧市雇用調整助成金等申請費用補助金 Q&A

令和2年8月3日 苫小牧市

	区分	質問	回答
1	補助対象者	苫小牧市内に複数の事業所を有する事業者が、事業所ごとに雇用調整助成金等を申請していた場合、それぞれで補助が受けられるか。（＝事業所ごとに上限額まで補助金交付が受けられるか）	補助対象者は、事業者（法人）ごととなります。そのため、苫小牧市内に複数の事業所を有していても、事業所数に関わらず1事業者あたり30万円が上限額となります。 なお、補助金の申請は、できる限り事業者ごとにまとめて申請してください。
2	補助対象者	市外在住の個人事業主で事業所が苫小牧市内にあるが、対象となるか。	対象になります。雇用調整助成金等の申請書に記載している事業所所在地が苫小牧市内であれば対象となります。
3	補助対象者	市外の本社等は休業するが、市内の事業所は休業しなかった。雇用調整助成金等の支給は本社で一括して支給を受けた。対象となるか。	対象外になります。対象者は法人ごとですが、補助金の目的が、市内の事業所の雇用の安定及び事業活動の継続ですので、市内の事業所で休業した事実がなければ対象外となります。
4	補助対象者	雇用調整助成金等の申請はしたが、支給が受けられなかった。補助対象となるか。	対象外になります。本補助金の対象者は、雇用調整助成金等の支給決定を受けた者でなければなりません。
5	対象経費	苫小牧市外にある事業所分を含めて、市内にある本社が雇用調整助成金等の申請書類作成を委託し、申請・支給決定を受けた。この場合、全従業員に対する休業手当を対象経費として良いか。	対象になります。雇用調整助成金等の申請書に記載している事業所所在地が苫小牧市内であれば、その申請にかかる費用が対象になります。
6	対象経費	雇用調整助成金等の申請書を各月ごとに作成委託した場合、2回に分けて申請することは可能か。	可能です。ただし、1事業者あたり上限額は30万円ですので、上限額を超えた費用は、申請はできません。2回目以降の申請の場合は、上限額から既に交付を受けた金額を差し引いた金額で申請をお願いします。
7	対象経費	社会保険労務士に支払った全ての費用が対象になるか。	助成金の支給申請に要した社会保険労務士の費用が対象となりますので、毎月の顧問料など助成金の支給申請に関係のないものは対象外となります。

	区分	質 問	回 答
8	対象経費	対象経費に社会保険労務士に支払った手付金も対象になるか。	助成金の申請のためにかかる手付金、相談料、就業規則の改正などに要した費用は対象となります。 なお、社会保険労務士に支払った費用に助成金申請書作成等事務が発生していない場合、また、助成金の支給決定がない場合は対象外となります。
9	対象経費	社会保険労務士の報酬について、源泉所得税は対象経費に含まれるか。	所得税を源泉徴収した場合、所得税も対象経費に含まれます。 消費税及び地方消費税は対象外になります。
10	対象経費	市外の社会保険労務士に依頼した場合も対象となるか。	対象となります。
11	対象経費	労働者側から直接休業手当を請求できる「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金」を社会保険労務士に依頼して申請したが、対象となるか。	対象外になります。本補助金は、市内事業者の事業活動及び雇用の継続を支援することを目的としており、労働者が直接申請する「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・支援金」は、対象外となります。
12	申請手続き	申請者と振込先の口座名義人を別にしたいのだが、可能か。	申請者と振込口座名義人は同一でお願いしておりますので、社会保険労務士等への振込はできません。
13	申請手続き	社会保険労務士に支払いが完了していないが、社会保険労務士からの請求書で申請は可能か。	本補助金の申請と支給決定は可能です。ただし、社会保険労務士への支払いが完了した後に、支払いが完了したことがわかる書類（領収書）などを添えて、別途市へ報告が必要になります。 申請方法などについて、あらかじめご相談ください。
14	申請手続き	雇用調整助成金の支給決定通知書を紛失した場合どうすればいいのか。	雇用調整助成金等の申請書の写しとあわせて、労働局から該当助成金が振り込まれたことが確認できる通帳の写しを提出してください。
15	その他	この補助金は、課税対象になるのか。	課税対象となります。